



発行 東京都

目次

54

規則

○非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…一

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…三

○東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四

訓令

○特地勤務手当等支給規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）…五

規則（教）

○学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………六

○学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………六

○教職調整額に関する規則の一部を改正する規則……………六

○管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………七

○学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………七

○学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………七

○学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………七

○産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………七

○定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………七

○学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………七

訓令（教）

○学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………三

○東京都公立学校における再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正……………三

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………三

○職員の勤務時間等に関する規程の一部改正……………三

○職員の育児休業等に関する規程の一部改正……………三

○給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………四

○教育関係職員の旅費支給規程の一部改正……………四

○地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程の一部改正……………五

○職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正……………五

○職員の給与に関する規程の一部改正……………五

○地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程の一部改正……………六

○職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正……………六

規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和四年六月二十二日  
東京都知事 小池 百合子

東京都規則第四百十九号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項第一号中「又は病院経営本部」を削り、「治療、看護」を「検体採取、移

送」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則附則第二項第一号に規定する業務に従事したことにより支給することとなった給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百十号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号中「（前号に掲げる者にあつては六十歳）」

を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第六条に次の一項を加える。

2 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命

（以下この項において「特定任命」という。）により職員となつた後退職した者に係

る前項の規定の適用については、同項中「同項第二号に規定する在職期間（公営企業

職員としての在職期間に限る。）とあるのは、「同項第二号に規定する在職期間

（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地

方警務官としての在職期間（特定任命により職員となつた日の前日に限る。）と読

み替えるものとする。

付則第三条第一項第二号中「（昭和二十九年法律第六十二号）」を削る。

付則に次の四条を加える。

第十四条 第五条第一項に規定するその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した

者に係る同項の適用については、当分の間、同項中

- 「三 在職期間が二十年以上の職員であつて、会計年度の末日の年齢が五十五歳以上五十八歳未満で退職したもの
- 四 在職期間が二十五年以上の職員であつて、会計年度の末日の年齢が五十歳以上五十五歳未満で退職したもの」

とあるのは、

- 「三 在職期間が二十年以上の職員であつて、会計年度の末日の年齢が五十五歳以上五十八歳（第五号に掲げる者にあつては六十歳）未満で退職したもの
- 四 在職期間が二十五年以上の職員であつて、会計年度の末日の年齢が五十歳以上五十五歳未満で退職したもの

五 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第三条第一号から第三号までに規定する職員であつて、会計年度の末日の年齢が六十歳以上で退職したもの」

とする。

第十五条 当分の間、条例付則第三十三条第一項ただし書に規定する東京都規則で定める場合は、次に掲げる場合をいう。

一 条例付則第三十三条第二項に規定する特別特定減額前給料月額（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が存しない場合

二 特別特定減額前給料月額又は条例付則第三十三条第二項に規定する七割措置前給料月額（以下「七割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額以下である場合

三 特別特定減額前給料月額と七割措置前給料月額とが同額である場合

第十六条 当分の間、条例付則第三十七条各号に規定する東京都規則で定める額は、次に掲げる者の区分に応じ、次の各号の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる額とする。

一 職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者

二 特別特定減額前給料月額又は条例付則第三十三条第二項に規定する七割措置前給料月額（以下「七割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額以下である場合

三 特別特定減額前給料月額と七割措置前給料月額とが同額である場合

第十六条 当分の間、条例付則第三十七条各号に規定する東京都規則で定める額は、次に掲げる者の区分に応じ、次の各号の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる額とする。

一 職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者

二 特別特定減額前給料月額又は条例付則第三十三条第二項に規定する七割措置前給料月額（以下「七割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額以下である場合

三 特別特定減額前給料月額と七割措置前給料月額とが同額である場合

第十六条 当分の間、条例付則第三十七条各号に規定する東京都規則で定める額は、次に掲げる者の区分に応じ、次の各号の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる額とする。

一 職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者

条例付則第三十七  
七条第一号  
特定日の前日までの期間において調整額を受けていた時の職員の給料の調整額に関する規則第二項の区分に相当する退職の日における区分に対応する特定日の前日に職員が受けていると仮定した場合の調整額の金額

条例付則第三十七  
七条第二号  
特定日以後の期間において調整額を受けていた時の職員の給料の調整額に関する規則第二項の区分に相当する退職の日における区分に対応する退職の日における調整額の金額(同規則附則第二項の規定の適用を受ける場合は、当該規定により計算して得た額)

二 学校職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者

条例付則第三十七  
七条第一号  
特定日の前日までの期間において調整額を受けていた時の職務の級の区分に相当する退職時における職務の級の区分に対応する特定日の前日に職員が受けていると仮定した場合の学校職員の給料の調整額に関する規則第三号に定める額

条例付則第三十七  
七条第二号  
特定日以後の期間において調整額を受けていた時の職務の級の区分に相当する退職時における職務の級の区分に対応する退職の日における学校職員の給料の調整額に関する規則第三号に定める額(同規則附則第五項の規定の適用を受ける場合は、当該規定により計算して得た額)

三 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の適用を受けた者

条例付則第三十七  
七条第一号  
特定日の前日までの期間において調整額を受けていた時の警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程第二号の表に規定する職員の範囲に相当する退職の日における職員の範囲に対応する特定日の前日に職員が受けていると仮定した場合の調整額の金額(職務の級の区分に応じて金額が定められている場合は、調整額を受けていた時の職務の級の区分に対応する退職の日における区分に対応する特定日の前日に職員が受けていると仮定した場合の金額)

条例付則第三十七  
七条第二号  
特定日以後の期間において調整額を受けていた時の警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程第二号の表に規定する職員の範囲に相当する退職の日における職員の範囲に対応する退職の日における調整額の金額(職務の級の区分に応じて金額が定められている場合は、調整額を受けていた時の職務の級の区分に対応する退職の日における金額)(同規程附則第二項の規定の適用を受ける場合は、当該規定により計算

して得た額)

第十七条 条例付則第三十八条第一号に規定する東京都規則で定める額は、特定日の前日におけるその者の教職調整額(特定日以後に給料月額の変更をする条例等が制定された場合にあっては、当該改定後の給料月額(その額が特定日の前日におけるその者の給料月額を超える場合を除く。))を用いて計算して得たその者の教職調整額)とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百一十一号

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都税条例施行規則(昭和二十五年東京都規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第二項中「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改める。

第四十条の八の四第二項中「第七十三条の二十五第三項」を「第七十三条の二十五第二項」に改める。

別記第二十二号の四様式中「課税標準」を「課税標準等」に、「税額」を「税額等」に改め、「課税」の次に、「請求に至った事情の証明」を加え、同様式備考中をことし、1の次に次のように加える。

2 令和4年12月31日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和4年以後の年分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税(事業所税以外の都税については、同日後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する当該都税)に係る更正請求書として用いる場合には、「更正の請求前」の欄中「課税標準等」は記載せず、「税額等」には、納付し、又は納入すべき税額を

記載すること。  
別記第二十二号の五様式中「課税標準額」を「課税標準等」に、「税額」を「税額等」に、

差引額	円	
その他の参考事項 更正の請求理由		

を

差引額	円	円
更正の請求の理由、請求に至った事情の詳細その他参考となる事項		

に

改め、同様式備考に次のように加える。

3 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する都民税の利子割、配当割又は株式等譲渡所得割に係る更正請求書として用いる場合には、「更正の請求前」及び「差引額」の欄中「課税標準等」は記載せず、「税額等」には、納入すべき税額を記載すること。

別記第四十一号の二様式(甲)備考1、第四十一号の二様式(乙)備考1及び第四十一号の二の二様式備考1中「とし、第41号様式(乙)の申告書を提出する際、併せて提出すること」を削る。

別記第四十四号の二様式記載要領中「、条例第45条第1項又は第2項の規定により申告する際、併せて」を削る、「場合には」を「ときは」に改める。

別記第五十二号様式(甲)及び同様式(乙)中「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条の四第二項の改正規定 令和四年十月一日

二 別記第二十二号の四様式及び第二十二号の五様式の改正規定並びに附則第四項の規定 令和四年十二月三十一日

2 この規則による改正後の東京都税条例施行規則の規定中不動産取得税に関する部分は、この規則の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都税条例施行規則別記第四十一号の二様式(甲)、第四十一号の二様式(乙)、第四十一号の二の二様式、第四十四号の二様式、第五十二号様式(甲)及び同様式(乙)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

4 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都税条例施行規則別記第二十二号の四様式及び第二十二号の五様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五百二十二号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則(平成十四年東京都規則第百八十五号)の一部を次のように改正する。

別記第十号の二様式中「理由」の次に、「請求に至った事情の詳細」を加え、同様式備考を次のように改める。

備考1 この様式は、宿泊税に係る法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書として用いること。

- 2 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する宿泊税に係る更正請求書として用いる場合には、「更正の請求前」の欄中「宿泊税」は記載を要しない。
- 附則
- 1 この規則は、令和四年十二月三十一日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するこ  
とができる。

訓 令

●東京都訓令第五十八号

庁 中 一 般  
支 業 所

特地勤務手当等支給規程(昭和六十二年東京都訓令第九号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

第三条第二項第四号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第一項中「(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日)」を「(定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなつた日)」に改め、同条第二項各号中「(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日)」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の四項を加える。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額)

- 2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)

- 3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て知事が別に定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額)

- 4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)
- 5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て知事が別に定めるところにより算出した額とする。

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」と

いう。) 附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の特勤勤務手当等支給規程(以下「新規規程」という。) 第三条第二項第四号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号及び第六条第一項の規定を適用する。

3 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する新規規程第六条第二項の規定の適用については、同項各号中「異動等の日」とあるのは、「異動等の日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) 附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特勤公署に勤務することとなつた日)」とする。

**規 則 (教)**

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十四号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の五の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第八条の二第一項及び第二項」を「第八条第九項及び第八条の二」に改める。

第十二条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) 附則第六条第一項

又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の給与に関する条例施行規則第一条の五に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十五号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。付則に次の一項を加える。

5 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額とする。ただし、同表中ただし書の規定により定められた号給の職員にあつては、当該額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」とする。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) 附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の給料の調整額に関する規則第三条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十六号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則（昭和四十七年東京都教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。

4 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）付則第九項の規定の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

5 給与条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の教職調整額に関する規則第四条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十七号

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当支給に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十一号）の一

部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額）及び「育児短時間勤務職員等」にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額（」に改める。

付則に次の一項を加える。

2 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）付則第四条第一項又は第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の管理職手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、改正後の規則第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十八号

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給調整手当に関する規則(昭和三十八年東京都教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

付則第二項を次のように改める。

2 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、  
当分の間、同条中「別表第一」とあるのは「付則別表第一」と、「別表第二」とあるのは「付則別表第二」とする。

付則第三項を削る。

付則第二項の次に付則別表として次の二表を加える。

付則別表第1(付則第2項関係)

期間の区分	職務の区分	第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員
(1)	採用の日又は第4条第1号から第3号までの職員となった日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間	円	円	円
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(6)	(5)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(7)	(6)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(8)	(7)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(9)	(8)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(10)	(9)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(11)	(10)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(12)	(11)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(13)	(12)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(14)	(13)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(15)	(14)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(16)	(15)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(17)	(16)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(18)	(17)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(19)	(18)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(20)	(19)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600

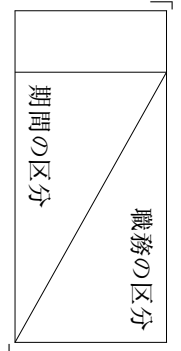


(21)	(20)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	208,800	182,100	117,300
(22)	(21)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	202,700	176,500	111,900
(23)	(22)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	196,500	170,800	106,700
(24)	(23)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	190,300	165,100	101,400
(25)	(24)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	184,000	159,500	96,000
(26)	(25)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	177,800	153,800	91,100
(27)	(26)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	171,600	148,100	86,200
(28)	(27)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	165,400	142,500	81,400
(29)	(28)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	159,200	136,600	76,500
(30)	(29)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	153,000	130,800	71,700
(31)	(30)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	147,800	125,800	67,300
(32)	(31)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	142,700	120,800	62,900
(33)	(32)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	137,600	116,000	58,500
(34)	(33)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	132,300	111,200	55,200
(35)	(34)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	127,100	106,200	51,900
(36)	(35)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	121,900	101,400	48,700
(37)	(36)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	116,800	96,600	45,600
(38)	(37)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	111,700	91,800	42,500
(39)	(38)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	106,600	87,200	39,500
(40)	(39)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	101,500	82,600	36,400

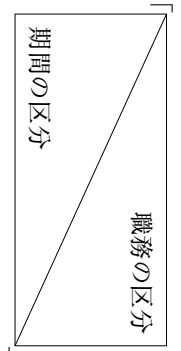
付則別表第2 (付則第2項関係)

期間の区分	職務の区分	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員
(1)	採用の日又は第4条第4号の職員となった日からその者の卒業等卒業の日又は修業年限の経過した日の属する年の翌年の3月31日までの期間	円 4,100
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	3,800
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	2,700
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	1,700
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	600

別表第一中



を



に

改める。

別表第二中「なった」を「なつた」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十九号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「採用された者」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「なつた」を「なつた」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第二条の四第一項中「職員が」を「職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の地域手当に関する規則第二条の三に規定する定年

前再任用短時間勤務職員とみなす。

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号口中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による採用は、この規則による改正後の学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条第一号口に規定する採用とみなす。

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十一号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

3 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員の産業教育手当の計算の基礎となる給料

月額、同項の規定により算出された額とする。

4 条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の産業教育手当の計算の基礎となる給料月額、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十二号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

付則に次の二項を加える。

3 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員の定時制通信教育手当の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

4 条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の定時制通信教育手当の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十三号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都教育委員会規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十四号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項第一号に

規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「占める職員」の下に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、同条第一号中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。附則に次の一項を加える。

3 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第四条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「別表に掲げる額」とあるのは、「別表に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額」とする。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項又は第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第四条の規定の適用については、別表定年前再任用短時間勤務職員に掲げる額を同条各号の別表に掲げる額として算出する。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、改正後の規則第四条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第七号

- 都立高等学校
- 公立中等教育学校
- 公立特別支援学校
- 公立中学校
- 公立小学校
- 公立義務教育学校
- 公立共同調理場

東京都公立学校における再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程(平成十四年東京都教育委員会訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

題名中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の東京都公立学校における定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程第一条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都教育委員会訓令第八号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

教 育 庁  
教 育 事 務 所  
教 育 庁 出 張 所  
事 業 所

第一条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二条の二、第六条第一項及び別表第三備考中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第一条の二に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都教育委員会訓令第九号

都 立 高 等 学 校  
都 立 中 等 教 育 学 校  
都 立 特 別 支 援 学 校  
都 立 中 学 校

都 立 小 学 校

職員の勤務時間等に関する規程（昭和三十八年東京都教育委員会訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条第二項中「非常勤の者（再任用短時間勤務職員）」を「非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員）」に改める。

別表第二備考中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の職員の勤務時間等に関する規程第二条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都教育委員会訓令第十号

職員の育児休業等に関する規程（平成四年東京都教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

都 立 高 等 学 校  
都 立 中 等 教 育 学 校  
都 立 特 別 支 援 学 校  
都 立 中 学 校  
都 立 小 学 校

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の職員の育児休業等に関する規程第二条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都教育委員会訓令第十一号

教育庁  
教育事務所  
教育庁出張所  
事業所

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額」及び「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出

率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額」に改める。

付則を付則第一項とし、付則に次の一項を加える。

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程（以下「改正後の訓令」という。）第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の訓令第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都教育委員会訓令第十二号

教育庁  
教育事務所  
教育庁出張所  
事業所  
都立高等学校  
公立中等教育学校  
公立特別支援学校  
公立中学校  
公立小学校  
公立義務教育学校  
公立共同調理場

教育関係職員の旅費支給規程（昭和四十八年東京都教育委員会訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

第二条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。  
附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の教育関係職員の旅費支給規程第二条第二号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

●東京都教育委員会訓令第十三号

都立高等学校  
都立中等教育学校  
都立特別支援学校  
都立中学校  
都立小学校  
地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程（昭和五十四年東京都教育委員会訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

ただし書中「非常勤の者」を「非常勤職員」に、「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十二條の四第一項」に改める。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する

場合を含む。）の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

訓令（議）

●東京都議会議長訓令第五号

東京都議会議政局

職員の給与に関する規程（昭和三十五年東京都議会議長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都議会議長 三宅 しげき

第四条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額）及び「育児短時間勤務職員等」にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額」に改める。

本則の次に次の附則を加える。

附則

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第四条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表二の額」とあるのは、「別表二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令

による改正後の職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表二」とあるのは、「別表三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の規程第四条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都議会議長訓令第六号

東京都議会 議会局

地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程（昭和五十四年東京都議会議長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都議会議長 三宅 しげき

ただし書中「非常勤の者」を「非常勤職員」に、「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十二條の四第一項」に改める。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

●東京都議会議長訓令第七号

東京都議会 議会局

職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（昭和三十九年東京都議会議長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都議会議長 三宅 しげき

第二条第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。  
第三条の二（見出しを含む。）及び第四条の二中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程第二条第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

行 東 京 都  
発 東京都市新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む。)  
印刷所  
五〇円

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三三二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

